

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
（当日は、  
翌日）

## 目 次

◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定（社会課）

生活保護法による診療所の廃止（〃）

保険医療機関等の指定（保険課）

結核予防法による医療機関の指定（二件）（健康対策課）

結核予防法による医療機関の指定の辞退（〃）

飼料の試験の結果の概要（畜産課）

土地収用法による事業の認定（管理課）

◇ 選 管 告 示

昭和六十二年四月十二日執行の鳥取県知事選挙及び鳥取  
県議会議員の一般選挙の候補者の選挙運動に関しなされ  
た寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨

◇ 公 告 採石業務管理者試験の合格者（河川課）

## 告 示

### 鳥取県告示第四百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和六十二年六月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
アンシン薬局	米子市東町一九八	昭和六十二年四月十四日
山名眼科医院	倉吉市昭和町二丁目一四三	昭和六十二年四月十八日
小鴨薬局昭和店	倉吉市昭和町二丁目一	〃
医療法人社団尾崎外科診療所	鳥取市湖山町字白浜三六八三	昭和六十二年四月二十二日
岡崎内科医院	米子市皆生一五七一―一七	昭和六十二年五月一日
鳥取県薬学総合センター倉吉薬局	倉吉市昭和町二丁目三〇―二	〃

### 鳥取県告示第四百七十六号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつた

ので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年六月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
尾崎外科医院	鳥取市湖山町字白浜三六八三	昭和六十二年四月十五日
岡崎内科医院	米子市皆生一五七一七七	昭和六十二年四月三十日
鳥取県薬学総合センター倉吉薬局	倉吉市昭和町二丁目一三七一一	昭和六十二年一月三十一日

鳥取県告示第四百七十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）（第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二條の規定により告示する。

昭和六十二年六月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
樋口 医院	鳥取市野坂九一四	昭和六十二年五月一日
藤山内科医院	鳥取市西品治三〇五一一	"
石河内科医院	鳥取市元魚町一丁目二一九	"
米本循環器内科 一三	鳥取市吉成南町一丁目二七一	昭和六十二年五月八日
医療法人養和会 廣江病院	米子市上後藤三二	昭和六十二年五月一日
木下産婦人科医 院	米子市角盤町三丁目四五	昭和六十二年五月十四日
福嶋整形外科医 院	倉吉市伊木字中新田二六二	昭和六十二年五月一日
柿坂 医院	八頭郡八東町大字北山七三	"
松井医院日吉津 分院	西伯郡日吉津村大字日吉津八 八八一四	昭和六十二年五月十四日
篠原 病院	日野郡溝口町長山一五二一一	昭和六十二年五月一日
湖山歯科医院	気高郡気高町大字勝見七四	"
快生 薬局	鳥取市徳尾八一―二八	"
今井 薬局	米子市上後藤五二―二	"
佐治村国民健康 保険歯科診療所	八頭郡佐治村大字加瀬木二二 三五	"
鳥取県東部医師 会附属休日急患 診療所	鳥取市戎町三一七	"

入沢歯科医院	日野郡日南町生山六九〇	"
なりさだ歯科医院	米子市両三柳二三〇〇一	昭和六十二年五月八日
岡 本 医 院	鳥取市津ノ井二五八一二	"
岡崎内科医院	米子市皆生一五七一七	昭和六十二年五月一日
中曾産婦人科医 院	米子市西福原七四〇一五	昭和六十二年五月八日
森医院分院	岩美郡国府町大字中河原六八 一七	昭和六十二年五月一日

鳥取県告示第四百七十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に  
 基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和  
 二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和六十二年六月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療機関名 医療法人社団尾 崎外科診療所	所 在 地 鳥取市湖山町字白浜三六八三	指 定 年 月 日 昭和六十二年四月十六日
----------------------------	------------------------	--------------------------

鳥取県告示第四百七十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に  
 基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和  
 二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和六十二年六月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療機関名	所 在 地	指 定 年 月 日
山名眼科医院	倉吉市昭和町二丁目一四三	昭和六十二年五月十八日
小鴨薬局昭和店	倉吉市昭和町二丁目一	昭和六十二年五月十八日

鳥取県告示第四百八十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に  
 基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規  
 則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和六十二年六月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療機関名	所在地	辞退年月日
米子健康管理所	米子市角盤町一丁目七六	昭和六十二年三月三十一日
尾崎外科医院	鳥取市湖山町字白浜三六八三	昭和六十二年四月十五日

鳥取県告示第四百八十一号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、昭和六十二年五月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

昭和六十二年六月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

栄養成分に関する検査

製造事業場の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要												備考	
				粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	リン (%)	揮発性窒素 (%)	水溶性窒素 (%)	消化率 (%)	DCP (%)	TDN (%)	ME (Kcal/kg)		その他検査
下関市 林兼産業株式会社 飼料事業本部	境港市上道町 1031 有限会社三代肥 糧境支店	◎まるは印配合飼料 大すう ◎まるは印配合飼料 エールマツシユ	62.4	17.1	3.8	2.9	5.9	1.28	0.65								
境港市 株式会社大伸水産 海産資源科学工場	境港市昭和町13-10 株式会社大伸水産 海産資源科学工場	大伸水産 フライツ シュミール	62.4	65.6	9.1		13.6	3.32	2.34								
神戸市 日清製粉株式会社 神戸飼料工場	米子市西三柳字 大沢16 島根米穀株式会社 社米子営業所	日清印子豚用人工乳 スーパーラクリニチニ 子豚ハイペース 日清印種豚用配合飼料 ニューハイリッターS ◎日清印切すう用配合飼料 チック	62.5 62.4 62.5	18.6 15.3 15.3	5.3 3.9 3.4	2.4 2.6 4.1	4.8 4.4 5.9	0.83 0.70 0.87	0.58 0.52 0.58								
玉野市 加藤製油株式会社 加藤山工場		メースニ混 日の出	62.4	20.2	4.8	3.5	5.8	1.07	0.72								

注 1 飼料の名称の欄中「◎」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。  
 2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量(絶対量)を示す。

鳥取県告示第四百八十二号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき  
 事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり

告示する。

昭和六十二年六月五日

鳥取県知事 西尾 邑次

一 起業者の名称

船岡町

二 事業の種類

船岡町庁舎建設事業

三 起業地

1 収用の部分 八頭郡船岡町大字船岡字下天満地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

船岡町役場

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第六十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出された昭和六十二年四月十二日執行の鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員の一般選挙の候補者の選挙運動に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は次のとおりであるので、同法第百九十二条第一項及び第二項の規定により告示する。

昭和六十二年六月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

#### 公職の候補者の選挙運動に關する収支報告書要旨

1 選挙の種類

昭和62年4月12日執行鳥取県知事選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に關する支出の金額の制限額

16,313,600円

3 報告書の要旨

候補者名	西尾色次	所属党派	無所属	期間	4月26日から 5月18日まで	第2回分
氏名	出納責任者	氏名	平 岩 照 耳			

収入 主たる寄附 (氏名、団体名) (職業) (寄附額) 円

— — —

支出 円

— — —

— — —

— — —

— — —

— — —

— — —

— — —

— — —

— — —

— — —

— — —

— — —

— — —

— — —

— — —

— — —

— — —

— — —

— — —

— — —

— — —

— — —

— — —

報告書受理年月日 昭和62年5月18日 第2回報告分

その他の寄附	—	—	—
その他の収入	—	—	—
計	7,000,000	—	5,814
前回	7,000,000	—	6,030,342
計	7,000,000	—	6,036,156

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類  
昭和62年4月12日執行鳥取県議会議員一般選挙(米子市選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
2,904,800円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	鍵谷純三	所属党派	無所属	期間	4月30日から 5月6日まで	第2回分
出納責任者氏名	谷口勝彦					

収入	円	支出	円
主たる寄附 (氏名、団体名)(職業)(寄附額)	—	人件費	—
—	—	家屋費	—
—	—	選挙事務所費	—
—	—	集合会場費	—
—	—	通信費	—
—	—	印刷費	—
—	—	広告費	—
—	—	広文費	—
—	—	食糧費	—
—	—	雑費	—
—	—	その他	—
その他の寄附	—		—
今回計	1,956,000	今回計	158,600
前回計	1,956,000	前回計	1,759,383
計	1,956,000	計	1,912,983

報告書受理年月日 昭和62年5月6日 第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類  
昭和62年4月12日執行鳥取県議会議員一般選挙(米子市選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
2,904,800円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	長谷川和夫	所属党派	自由民主党	期間	4月25日から 5月25日まで	第2回分
出納責任者氏名	長谷川昭二					

収入	円	支出	円
主たる寄附 (氏名、団体名)(職業)(寄附額)	—	人件費	—
—	—	家屋費	—
—	—	選挙事務所費	—
—	—	集合会場費	—
—	—	通信費	126,120
—	—	印刷費	—
—	—	広告費	—
—	—	広文費	—
—	—	食糧費	—
—	—	雑費	—
その他の寄附	—		—
今回計	2,570,000	今回計	126,120
前回計	2,570,000	前回計	2,316,029
計	2,570,000	計	2,442,149

報告書受理年月日 昭和62年5月26日 第2回報告分

公 告

昭和62年6月2日に実施した第16回採石業務管理者試験に合格した者は、次のおりである。

昭和62年6月5日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

高田 幹雄	瀧 淳	藤原 孝人	中尾 卓哉
福吉 孝	谷口 大	建井 雅美	坪倉 久志